

<報告事項>

屋外広告物規制地域に係る告示の改正について（令和5年7月31日現在案）

令和6年1月1日付け浜松市行政区再編に係るもの

※令和5年12月告示改正、令和6年1月1日施行

(1)特別規制地域（条例第3条第6号及び第7号に基づき知事が指定する区域）

路線名	変更前		変更後	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
一般国道 301 号	浜松市北区と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する湖西市の市街地を除く。）	浜松市浜名区と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する湖西市の市街地を除く。）

(2)普通規制地域（条例第5条第2号及び第3号に基づき知事が指定する区域）

路線名	変更前		変更後	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
一般国道 301 号	県道新居浜名線との交差点から浜松市西区と湖西市との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	県道新居浜名線との交差点から浜松市中央区と湖西市との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）

浜松市条例第5号

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中区</u></p> <p><u>(2) 東区</u></p> <p><u>(3) 西区</u></p> <p><u>(4) 南区</u></p> <p><u>(5) 北区</u></p> <p><u>(6) 浜北区</u></p> <p><u>(7) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 区及び区の事務所（第2条—第3条の2）</u></p> <p><u>第3章 区協議会（第4条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 代表会（第16条—第21条）</u></p> <p><u>第5章 地域分科会（第22条—第28条）</u></p> <p><u>第6章 地区コミュニティ協議会（第29条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第30条—第32条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>第2章 区及び区の事務所</u></p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中央区</u></p> <p><u>(2) 浜名区</u></p> <p><u>(3) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>

(略)

		番地から 210 番地までを除く。) 田尻町 新 橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸 本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町	
浜名区協議会	北地域分科 会	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新 都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細 江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町 井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金 指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引 佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町 兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引 佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引 佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町 宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日 町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三 ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只 木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日 町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ 日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三 ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字 に隣接する浜名湖及び猪鼻湖	20 人以内
	浜北地域分 科会	寺島 中条 横須賀 高畑 西美箇 東美箇 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高箇 竜南 新野 新堀 八幡 永 島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内 野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台 三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地 台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大 地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目	20 人以内

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。  
(区協議会委員に関する経過措置)
- 改正後の別表第 3 に定める区協議会委員の定数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 3 日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区協議会	85 人に附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
浜名区協議会	45 人から附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（40 人を下回る場合にあっては、40 人）以内
天竜区協議会	25 人以内

- 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる改正前の別表第 3 に定める区協議会の区協議会


(略)

2024(令和6)年1月1日、行政区が7区から3区に変わります！

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
中区	↑	中央区	
東区		↑	浜名区
西区			
南区			
北区(三方原地区※)	↑	天竜区	
北区(三方原地区※以外)			
浜北区	↑	天竜区	
天竜区			

※相生町、三方原町、東三方町、曹岡町、三幸町、大原町、根洗町

ホームページでは、区再編についてまとめた動画を公開しています。区役所、協働センター、図書館などでも、関連資料を閲覧できます。

HP▶区再編 

●天竜区以外の住所の区名が変わります(町字名・番地は変わりません)●

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
(市名)	(区名)	(市名)	(区名)
浜松市	中区	浜松市	中央区
浜松市	浜北区	浜松市	浜名区
浜松市	天竜区	浜松市	天竜区

※区名の変更に伴う住所変更の手続きなどについては、できるだけ不要となるよう調整しています。詳細は、5月30日頃の広報はまっつ、市ホームページなどお知らせします

●郵便番号と電話番号は変わりません●

●再編後のサービスの提供拠点について●

①区役所・行政センター  
区役所は3つとなります。区役所とならぬ旧区役所庁舎(東・西・南・北区役所)は「行政センター」となりますが、区役所と同じサービスを提供します。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
名称	場所	名称	場所
中央区役所	中央区	中央区役所	変更なし
東区役所		東行政センター	
西区役所		西行政センター	
南区役所		南行政センター	
浜北区役所	浜名区	浜名区役所	浜名区
北区役所		北行政センター	
天竜区役所	天竜区役所	天竜区役所	天竜区

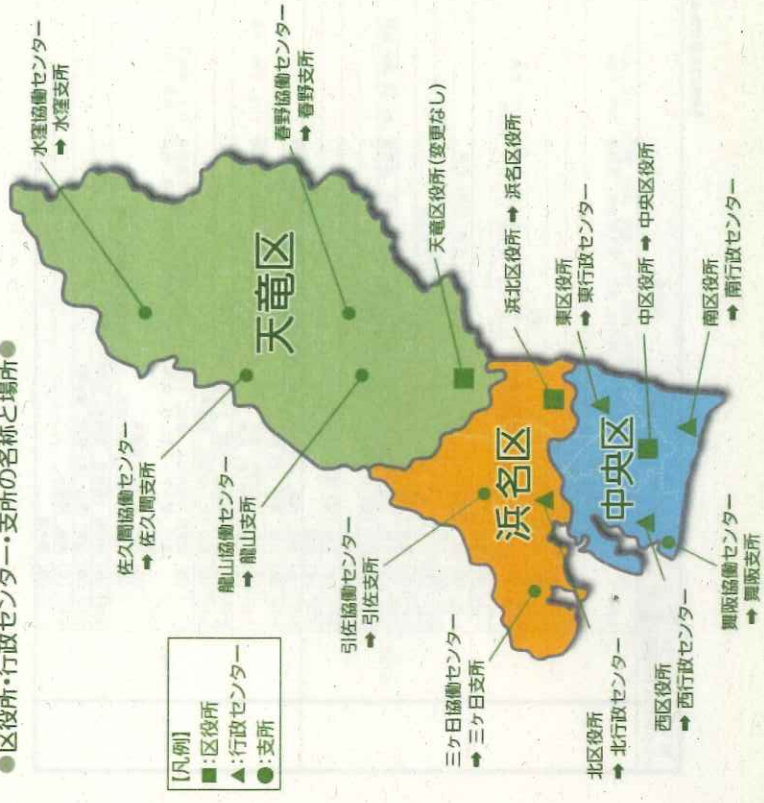
②支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンター

一部の協働センター(合併前の旧町村役所)を「支所」に改称します。提供するサービスは現在と変わりません。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
名称	場所	名称	場所
協働センター	舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山 上記以外	〇〇支所	変更なし
ふれあいセンター		変更なし	変更なし
市民サービスセンター		変更なし	変更なし

※天竜区の二俣協働センターは、二俣ふれあいセンターに改称します

●区役所・行政センター・支所の名称と場所●



浜松市行政区再編 区再編前と再編後の町字名対応表【行政区別】

※現在の北区的うち、三方東地区（御座町、三方東町、東三万町、豊岡町、三幸町、太田町、田原町）は、中央区になりまし。  
 ※東区は、行政区再編前時点で区内の町字名はありませ。

再編前の町字名	再編後の町字名
北区	北区
東区	東区
南区	南区
中央区	中央区

令和5年2月22日時点

再編前の町字名	再編後の町字名
北区	北区
東区	東区
南区	南区
中央区	中央区